



平成 22 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社森精機製作所
代表者名 取締役社長 森 雅彦
(コード番号 6141 東証、大証 第一部)
問合せ先 執行役員 広報部ゼネラルマネージャー
柳原 正裕
電話番号 (052) 587 - 1830

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領で当社の取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を平成 22 年 6 月 18 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会に、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役及び監査役の業績向上及び企業価値の増大に対する意欲や士気を高めることを狙いとして、ストック・オプションの目的で新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込をすべき金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当の対象者

当社の取締役及び監査役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 830,000 株を総株式数の上限とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

8,300個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額(以下「行使価額」という)に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合のほか、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- ④このほかの条件は、本総会の決議及び新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。
- (11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 上記(9)①に記載のとおり。

(注) 上記の決議は、平成22年6月18日開催予定の当社第62回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上